

<h1>岡山県公報</h1>	発行 岡山県	<p>目次</p>
<p>目次</p> <p>【規則】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則○ 岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)	担当課(室) 技術管理課 会計課	<p>目次</p> <p>担当課(室)</p>

平成26年4月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第四十一号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項ただし書中「第二条第六号」を「第二条第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。

◎岡山県規則第四十二号

岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年四月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
岡山県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岡山県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、第三号、第五号又は第六号」を「から第五号まで」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 契約担当者は、第一項の規定による審査の結果競争入札に参加する資格がないと認められた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならぬ。

第四条第二項に次の一号を加える。

四 一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格に関する文書入手するための
手段

第六条第一項本文中「については」の下に「、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも二十四日前に行う旨を規定した場合に限り」を加える。

第七条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十一条第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

附 則

この規則は、平成二十六年四月十六日から施行する。